

消食表第 411 号
令和 5 年 7 月 26 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長
(公 印 省 略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）が一部改正され、同規則第12条の規定により別表第1に定める人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに「フィチン酸カルシウム」が追加されたことから、別添 添加物 1 - 1 の簡略名又は類別名一覧表に「フィチン酸カルシウム」を追加することとしました。

については、上記に係る事項について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知）の一部を改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。